

第72回魚沼市堀之内一周駅伝大会要項

1. 趣 旨

陸上競技のみならず、スポーツ愛好者が一堂に会して、日頃の鍛錬の成果を発揮しながら友好親善を深めあい、さらに一層の体力・技術の向上をめざす機会とする。

また、市民の間に広くスポーツについての理解と関心を深め、積極的にスポーツを行う気運と意欲を高め、健康で明るい郷土建設に寄与しようとするものである。

2. 大会の運営

主 催 堀之内一周駅伝大会実行委員会

共 催 魚沼市、魚沼市教育委員会、魚沼市中央公民館、魚沼市スポーツ協会

主 管 魚沼市陸上競技協会

後 援 新潟日報社、越南タイムズ

※連絡先 大会事務局：魚沼市教育委員会事務局生涯学習課（社会体育係）

電話：025-793-7480 FAX：025-792-1261

（大会当日 堀之内公民館 025-794-6026）

Email：syogaigakusyu@city.uonuma.lg.jp

〒946-8601 魚沼市小出島 910 番地 魚沼市役所本庁舎

3. 期 日 令和8年9月20日(日) 午前8時30分スタート

4. 日 程

受 付 7時00分～ 7時20分（堀之内公民館前）

開会式 8時00分～ 8時15分（堀之内体育館前 ※雨天時は館内）

競 技 8時30分～ 10時40分（堀之内公民館前発着）

閉会式 11時40分～ 12時00分（堀之内公民館大ホール）

5. コースと区間等及び点呼

〔全7区間 25.9km〕 別紙コース図のとおり

第1区（4.7km）〔堀之内公民館〕スタート～本町通～前島町～〔吉水中継所〕

第2区（3.0km）〔①吉水中継所〕～〔舟山中継所〕

第3区（2.9km）〔②舟山中継所〕～魚野地～坊名～〔旧原小学校中継所〕

第4区（4.0km）〔③旧原小学校中継所〕～田代集会所～〔原中継所〕

第5区（3.9km）〔④原中継所〕～長屋～〔田川中継所〕

第6区（3.4km）〔⑤田川中継所〕～竜光～〔桜又中継所〕

第7区（4.0km）〔⑥桜又中継所〕～田戸～根小屋橋～〔堀之内公民館〕ゴール

・選手の点呼は、次表の開始時刻により開始して、5分後に終了する。

中継所と第1位チーム到着予定時刻ほか

中継点等	1位到着予想時刻	点呼開始時刻
堀之内公民館(スタート)	8 : 3 0	8 : 1 0
① 吉水中継所	8 : 4 3	8 : 2 3
② 舟山中継所	8 : 5 4	8 : 3 5
③ 旧原小学校中継所	9 : 0 6	8 : 4 6
④ 原中継所	9 : 1 6	8 : 5 6
⑤ 田川中継所	9 : 2 9	9 : 0 9
⑥ 桜又中継所	9 : 4 0	9 : 2 0
堀之内公民館(ゴール)	9 : 5 5	—

6. チーム編成と選手

- ・参加チームは、中学生以上の者が各職場、学校、地域、有志等で編成し、代表者、選手(走者7名、補員3名以内)、競技役員(走路員等)を登録する。部門は、一般、一般女子、中学、中学女子の4部門とする。
- ・一般の部は、原則高校生以上の男子とするが、チーム編成上やむを得ない場合は、他部門の選手との混成も認める。
- ・一般女子の部は、原則高校生以上の女子とするが、チーム編成上やむを得ない場合は、中学女子の選手との混成も認める。
- ・中学及び中学女子の部は、中学生の男女及び混成でチーム編成すること。中学生選手の出身校や地域に制限はなし。
- ・中学の部は、中学生男子の選手で編成する。中学生女子を選手としても問題なし。
- ・中学女子の部は、中学生女子のみの選手で編成する。
- ・個人表彰は、一般男子、一般女子、中学男子、中学女子の4部門とし、一般男子は高校生以上の男子、一般女子は高校生以上の女子とする。
- ・初めに参加チームを申込み、その後に選手等の登録を行うが、チームの部門は、登録選手の部門により確定するため、選手登録期限まで変更できる。
- ・選手部門は、登録後の変更は認めない。また誤登録は失格や無効となる場合がある。

7. チーム登録者と参加チーム数の制限

- ・各チームの代表者、選手、競技役員(走路員等)の登録者は、他チームとの重複登録を認めない。これが判明したときは、原則、成績は無効とする。ただし、中学及び中学女子の部の代表者が、教員や保護者等の場合は同一部門・同一校内の他チームとの兼任を認める。また、補員についても、中学及び中学女子の部における同一部門・同一校内の他チームとの重複登録を認める。
- ・各チームの登録者は、競技役員(走路員)と選手の兼任は認めない。ただし、代表者と選手の兼任等は認める。
- ・競技役員(走路員等)は、大会当日にコース上の割当て箇所では走者の誘導や安全確保を行う。競技役員(走路員等)は、参加チーム部門別に、一般及び一般女子の部は1チーム1

名、中学及び中学女子の部は合計3チームまでの参加は1名、4チーム以上の参加は2名を必ず登録すること。役員に必要な用具や割当て箇所は、代表者会議で説明して配布するので、大会当日は指定された時間・場所に集合すること。なお、割当て箇所が中継点付近の場合は、選手送迎用のバスに同乗しても良い。また、登録された競技役員(走路員等)が不都合の場合は、必ず各チームで代替りの人を配置すること。

・参加チーム数の制限

参加チームは、65チームを上限として、「チーム参加申込書」の提出順に受け付ける。
ただし、市内の中学チームは、20チームまで一般チームに優先して受け付ける。

また、特別参加チームは別枠として受け付ける。

8. 参加申込と参加費の納入

・参加の申込み手続

申込み及び各種書類の届出先は、市役所本庁舎3階生涯学習課または堀之内体育館。

(電子メール、FAXによる提出方法も可能とし、送信先は2. ※印参照。)

①「チーム参加申込書」提出

8月25日(火) 午後5時 生涯学習課必着(メール、FAX含む)

午後9時 堀之内体育館必着

②「選手登録届出書」提出

9月7日(月) 午後5時 生涯学習課必着(メール、FAX含む)

午後9時 堀之内体育館必着

※選手及び競技役員(走路員等)の確定をすること。

※各様式は市ホームページに有り。

・参加費の納入

① 参加費は、以下のとおりとする。

一般チーム：1チーム 20,000円

中学チーム：1チーム 7,000円

② 参加費は「チーム参加申込書」を提出後、下記の口座に「参加チーム名」で振り込みにより納入すること(現金では受け付けない)。

③ 納入された参加費は、原則返還しない。ただし、市内の中学チームを優先して受付けた結果、参加チーム枠数を超えてしまった一般部門のチームは、参加が取消しとなるため参加費も返還する。

金融機関名：**魚沼農業協同組合 堀之内支店**

口座番号：**普通 0038797**

口座名義：**堀之内一周駅伝実行委員会**

9. 競技規則 日本陸上競技連盟規則と本大会要項による。

10. 表彰

- ・チームの部門ごとに、優秀チームを表彰する。
- ・選手の部門ごとに、各区分で最速記録者を優秀選手(区分賞)として表彰する。
- ・特別参加チームは、表彰の対象外とする。

11. 選手変更

選手登録後の変更は、代表者会議までに届出書に記載された選手間での変更を認める。
また、故障者区分へ補員を充てる場合は、大会当日の受付時間まで認める。

12. 代表者会議

- ・日 時：9月14日(月) 午後7時から
- ・会 場：堀之内公民館 大ホール
- ・ナンバーカード配布及び諸連絡等を行うので、**チーム代表者は必ず参加すること**。ただし、チームや関係者が遠隔地で会議への参加が困難な場合には、代理者の出席や大会事務局からの詳細説明で可とすることもある。この場合には、必ず事前に大会事務局へ連絡して承認を得ること。

13. 注意事項

- (1) 選手は、主催者が用意するナンバーカードを胸と背中に付け、確実に四スミ以上を留めること。また、**チーム名欄を記入すること**。ナンバーカードは返却不要。
- (2) 選手の中継はタスキで行う。スタートから田川中継所までの走者は、受付時に交付した赤色タスキを使用し、田川中継所以降の走者は発走時に渡す青色タスキを使用する。
- (3) 田川中継所においては、1位到着後25分を経過した時点で、繰上げ一斉スタートを行う。繰上げスタートを行ったチームは白色のタスキを使用する。
- (4) 競技中は指示された区分以外は道路の左側(左端)を走り、伴走は一切認めない。
- (5) 選手の輸送配置は主催者側が用意するバスで行うため、各チームで選手の送迎はしないこと。また、各チーム関係車輛等が大会運営に支障をきたすようなことがあった場合は、該当チームを失格とすることがある。
- (6) 選手点呼は、1位到着予定時刻の20分前に開始する。点呼に遅れた選手及びチームの記録は、原則として参考記録とする。
- (7) 選手は道路の交差点・曲がり角・中継所等においては、必ず係員の指示に従うこと。
- (8) 選手・役員が事故にあった場合は、原則として市の加入する保険の補償以外の責を負わないので事前の練習・準備運動等を十分にいき、事故のないようにすること。中学生にあつては、独立行政法人日本スポーツ振興センターによる補償対象となるように配慮の上、参加すること。
- (9) 閉会式には飲酒して出席しないこと。

14. 開催の中止決定

- ・災害等不測の事態に関し、次の事項に該当する状況となった場合は、その時点で本年度

の大会を来年度以降に順延する（本年度での開催日順延はしない）決定をすることとし、9月14日（月）に予定の代表者会議までに連絡する。

(1) 新潟県へ緊急事態宣言が発令された場合

(2) 新潟県から往來自粛や不要不急の外出自粛が要請されている場合

(3) 魚沼市からイベント開催の自粛指示があった場合

- ・中止の場合には、それまでの準備にかかった運営費を差し引いた額を返金する。なお、申し込みされたチームは、次の大会開催時には65チーム参加枠で優先して受け付ける。

15. その他

- ・ 魚沼市堀之内地区の国道ほか公道を利用して堀之内地区を一周する駅伝コースは、今大会を最後とする。
- ・ 来年度以降は、別の周回コースを予定している。
- ・ 来年度以降のコースの概要については、9月14日開催の代表者会議にて報告する。

第 7 2 回 魚沼市堀之内一周駅伝大会要項細則

1. 大会日程について

(1) 受 付 7 時 0 0 分～7 時 2 0 分 受付→選手変更の確認→タスキ受渡

タスキの色及び 受渡場所	スタート～田川中継所	赤 色（受付時に渡す）
	田川中継所～ゴール	青 色（田川中継所で渡す）
	田川中継所繰上げスタート者	白 色（田川中継所で渡す）

(2) 役員主任会議 7 時 2 0 分～7 時 4 0 分 選手変更の確認→物品受領

(3) 開会式 8 時 0 0 分～8 時 1 5 分

※第 1 走者は開会式前または開会式中にアップをすること。

(4) 競 技 8 時 3 0 分～1 0 時 4 5 分(予定)

①第 1 走者の最終コールは 8 時 1 0 分に開始して、それ以後は役員に指示された場所で待機する。

②発走は N T T の時報による 8 時 3 0 分とする。合図はピストルで行う。

③出発合図コールは、5 分前→3 分前(このコールで出発隊形の整列完了)

→1 分前(コースに出る)→30 秒前→10 秒前・位置について「スタート」

(5) 閉会式 1 1 時 4 0 分～1 2 時 0 0 分

※全チーム出席すること(代表者のみでも可)。

※成績表は閉会式の時に 1 チーム 1 部を配布する。

2. 競技規則について

(1) 競技者は、走路員・警察官から指示された場合を除いて、道路の中央線より左側（できるだけ左端）を走ること。

(2) スタートラインにおける競技者の並び方は、走る方向に向かって左から右へナンバーカードの番号順とし、一直線に並び得ない場合は、2 列以上に並べる。

なお、特別参加チームは、主任の指示により最前列の中央部に並べる。

(3) タスキは必ず肩から脇の下に掛ける。タスキを肩に掛けていない者は失格となる。ただし、中継地域においてはこの限りでない。

(4) 競技者が勝手に走路から退去した場合には、その後の競技を続けることは許されない。

(5) 競技者が途中で競技を続行することができない状態になった時、または競技を中止させられた場合は、当該チームのその区間の競技を無効とする（チームの全体記録も無効となるが、各区间走者の記録は有効とする）。

(6) 競技者が 2 人以上接近して中継所に近づいた場合、次走者は早い順に左から並んで待つものとする。

(7) タスキを渡し終わった競技者は、走路外に出なければならない。

3. 選手の配置ほか

- (1) 選手は、主催者が用意するバスを利用して堀之内公民館と中継所を往復すること。選手自らが徒歩等で中継所と往復することは支障ないが、各チームの関係車両による選手の送迎は一切認めない。ただし、特別参加チームは、これによらない。
- (2) 送迎用バスは運行配車表により運行するが、乗車する選手等の確認はしないので乗車する人はよく確認して、バスの乗り遅れ、乗り間違いの無いようにすること。
- (3) 各中継所では、選手等の荷物置き場を指定するが、荷物の管理は各々に任せるため、置き忘れ等の無いようにすること。また、雨天などでもよける場所が無い場合、送迎用バスを駐車して選手等に開放するので必要により使用願いたい。
- (4) 中継所のトイレはなるべく近くに指定場所を設けるので、そちらを使用すること。

4. 各チームの競技役員(走路員等)と役員の配置等

各チームの競技役員(走路員等)は、代表者会議において割り当て場所、時間や用具を配布して説明してあるので、原則として各自で配置場所に向かうこと。

また、競技終了後には用具を堀之内公民館前の受付へ返却すること。

中継所役員や走路員が、中継所や走路員配置場所との往復のため選手送迎用バスに搭乗しても良い。バスは運行配車表により運行するので、各自で確認すること。

5. その他

- (1) 各チームの関係者や応援者は、バイク・自転車含め車両を駅伝コース上や中継所付近には絶対に駐車しないこと。また、競技中に中継所を通過することは絶対にしないこと。
- (2) 各チームの関係車両が、選手送迎や競技運営の妨害となった場合には、関係チームの成績を取り消すこともある。また、各チームの関係者や応援者が、競技運営に支障を与えた場合も同様の措置を取る。